



第3次 名古屋市消費者行政推進プラン

令和4年度～令和8年度

名古屋市

は じ め に

名古屋市では、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、平成29(2017)年3月に「第2次名古屋市消費者行政推進プラン」を策定し、消費者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、消費者を取り巻く環境は急速に変化をしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日常生活に「新しい生活様式」を取り入れていただくなど、新型コロナウイルス感染症により私たちの暮らしは大きな影響を受けています。

また、デジタル化の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や、令和4(2022)年からの成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害の増加も懸念されています。

平成27(2015)年の国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、目標の一つに「つくる責任 つかう責任」が掲げられました。私たち一人一人が、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を実践すること等により、持続可能な社会の形成に貢献することへの期待が高まっています。

この度、本市ではこのような社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題へ対応するため、「第3次名古屋市消費者行政推進プラン」を策定しました。多様な主体との連携・協働による消費生活の安定・向上及び消費行動を通じた持続可能な社会の実現に向けて、効果的な施策の実施に取り組みます。

本プランの策定にあたり、多大なご尽力をいただきました名古屋市消費生活審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等により貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和4年3月

名古屋市長 河村 たかし

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 位置付け	1
2 計画期間	2
3 持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえて	3
第2章 消費生活をめぐる現状	3
1 消費者を取り巻く環境	3
2 国等の消費者行政の動き	7
3 名古屋市の消費生活の現況	9
第3章 施策の展開	19
1 プランの基本的な考え方	19
2 プランの体系	21
3 具体的施策	23
基本方針Ⅰ 消費者被害の防止及び救済	
施策の柱1 消費生活相談の機能強化	23
1 相談体制の充実	
2 相談員の対応力の向上	
3 他の相談機関との連携	
4 庁内関係部署との連携	
5 消費生活センターの認知度向上と消費者被害防止のための情報発信	
施策の柱2 取引行為の適正化の推進	27
1 相談事例の早期分析及び適切な事業者指導 重点	
2 事業者、事業者団体との意見交換の実施	
3 関係機関との連携	
施策の柱3 高齢者等を地域で見守る体制の構築 重点	29
1 地域で高齢者等を消費者被害から守るための人材の確保・育成	
2 見守りネットワークの構築・強化	
3 見守りにかかる啓発	
施策の柱4 自然災害等の発生に関連した消費者被害の防止	31
1 非常時における相談体制の確保	
2 非常時における情報発信	
3 「新たな生活様式」の普及による消費者被害への対応	

基本方針Ⅱ 主体性のある消費者の育成

～消費者の自立支援と持続可能な社会の形成～

施策の柱5 ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進…………… 33

1 消費者教育の手法の充実

2 ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進 **重点**

施策の柱6 つながりを創出するためのコーディネート機能の強化…………… 37

1 コーディネート機能強化のための取り組みの実施

2 多様な主体との連携・協働

3 消費者意見の反映

施策の柱7 SDGs達成のための消費行動の促進 **重点**…………… 40

1 エシカル消費の普及・啓発

2 パートナリーシップによるSDGs達成に向けた取り組みの実施

基本方針Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保

施策の柱8 消費者事故の未然・拡大防止…………… 42

1 商品テストの実施

2 消費者事故情報等の発信 **重点**

3 食の安全・安心の確保

施策の柱9 商品の表示等の適正化…………… 44

1 適正な表示の推進

2 適正な計量の推進

施策の柱10 自然災害の発生等の非常時における消費生活の安全・安心の確保…………… 45

1 非常時における生活関連物資の安定供給

2 非常時における相談体制の確保【再掲】

3 非常時における情報発信【再掲】

4 成果指標等…………… 47

第4章 プランの進行管理…………… 48

1 進行管理の方法

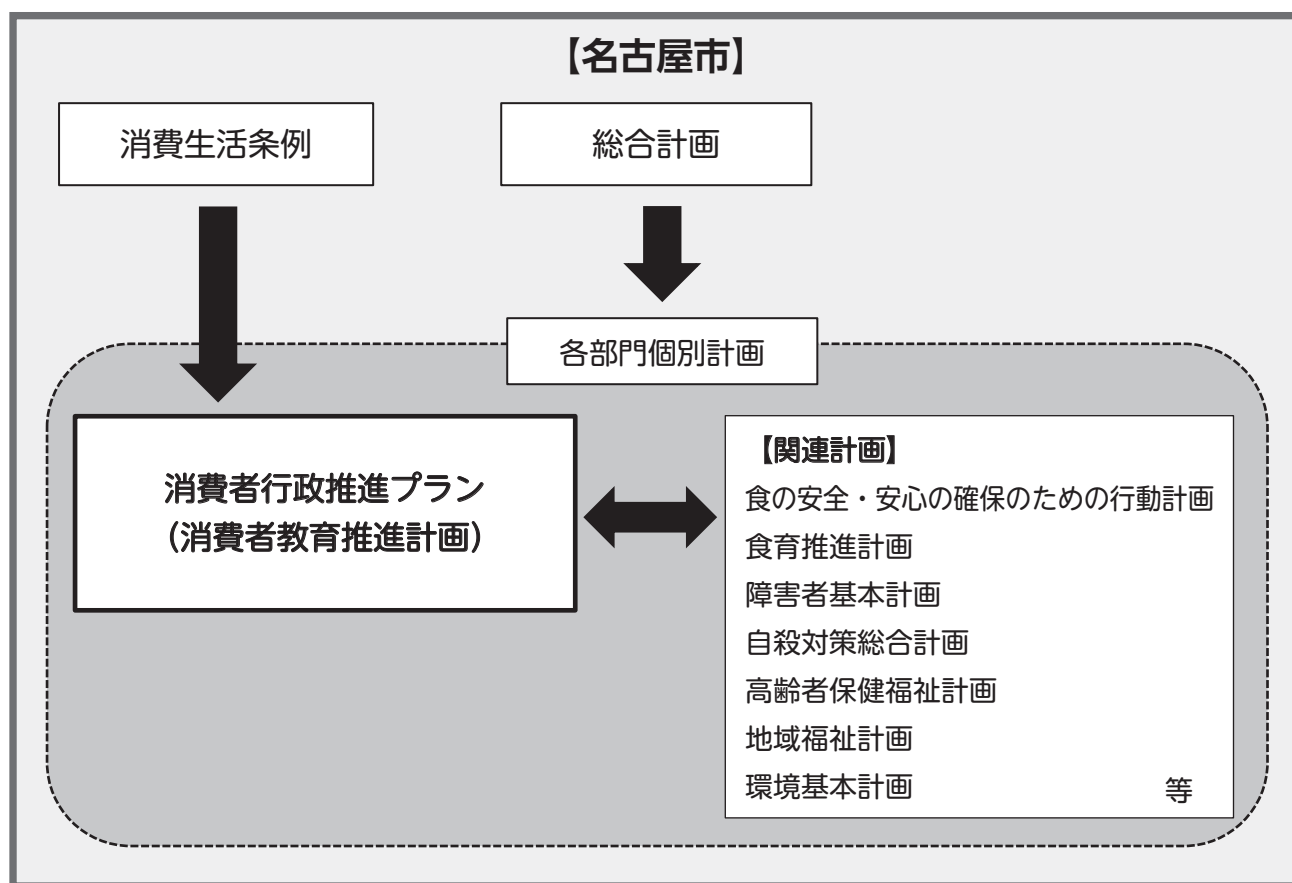
2 プランの見直し

第1章 プランの策定にあたって

1 位置付け

名古屋市消費生活条例（以下「条例」という。）第29条※¹の規定に基づき、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにし、消費者施策を総合的に推進していくための計画として、第3次名古屋市消費者行政推進プラン（以下「第3次プラン」という。）を策定します。

また、この第3次プランの一部を、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）第10条※²の規定に基づく「市町村消費者教育推進計画」として位置付けます。



※1 名古屋市消費生活条例
(消費者行政計画)

第29条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策について、総合的な計画を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する計画の策定に当たっては、必要に応じて名古屋市消費生活審議会の意見を聞くものとする。

※2 消費者教育の推進に関する法律
(都道府県消費者教育推進計画等)

第10条第2項 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第1章 プランの策定にあたって

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うものとします。

3 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて



平成27（2015）年9月の国連サミットにおいてSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が全会一致で採択されました。SDGsは、令和12(2030)年までの国際目標であり、17の目標を達成することにより、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取り組むものとなっています。

SDGs達成のためには全ての関係者がその役割を果たすことが重要であり、例えばSDGsの12番目の目標「つくる責任 つかう責任」では、事業者だけでなく消費者自らが意識を持ち、行動することが重要となっています。

本市は令和元(2019)年7月にSDGs達成に向けた取り組みを先導的にすすめていく「SDGs未来都市」に選定されました。第3次プランにおいても、各施策に関連するゴールを明示し、実施することで、消費生活を通じたSDGsの達成に貢献します。